

目的 男女雇用機会均等法施行や労基法改定等による女子労働における残業規制や深夜業禁止の緩和の動きは女子の就業範囲を急速に拡大し、とくに就学前児をもつ既婚女子労働者に保育問題への新たな対応を迫っている。すでに夜間保育への財政的措置がとられたが、女子の就労形態の多様化が進行するなかで、就労形態に即した保育制度の整備が焦眉の課題となっている。ここではとくに、就学前児をかかえ、妻が専門的・管理的職業に従事する共働き世帯の養育費負担の実態を明らかにする。

方法 東京、名古屋、及びアメリカ（シカゴ、デトロイト）における就学前児をもつ女子労働者、各40～60名に面接調査を実施した。面接の内容は家族、就労形態、生活時間、保育形態、家計、養育費負担などである。

結果 労働時間が公的保育所の保育時間とマッチしない職種の従事者が多いため、無認可保育所の利用や公的保育所とそれとの二重保育で対応しているケースが多い。その結果養育費負担はきわめて高くなっており、多くは生活費の2割を超えている。また養育費を対年収比で見ると平均的には7～8%を占め、この値は、公的な保育制度が未整備で、保育問題は専らファミリー・デイケアやベビーシッターなどの個人的解決に任されているアメリカの養育費の割合と、ほぼ同様であった。養育費以外にも、保育所近くに居住するための高い住居費、子供の送迎のための高額な交通費負担など、保育をめぐる負担増は多岐にわたっている。専門的、管理的職種従事者の場合、家計の犠牲のもとに、いわば職業意識がそれを支えるかたちで、高額の養育費負担がなされている様子が調査結果から伺われた。